

(別記9)

医療従事者の確保に関する支援事業

1 事業目的

- ①各病院が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動を支援することで、県内の医療従事者の確保を推進する。
- ②各病院又は都市医師会（以下、「事業主体」）が、地域医療構想に基づき、2次医療圏域において必要となる医療従事者を確保するために圏域の関係機関と連携し創意工夫して行う勧誘活動等の取組みを支援することにより、県内の医療従事者の確保を推進する。

2 事業内容

各病院又は都市医師会が独自に取り組む医療従事者確保のための勧誘活動に要する経費を県が補助する。

（1）事業主体

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項の規定に基づき公示された過疎地域（同法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域に所在する病院又は前述の病院が管内に含まれている都市医師会

（2）運営基準

（1）に掲げる事業主体が、医療従事者の確保のために必要な勧誘活動などに取り組むものとする。

（3）留意事項

- ①食糧費に該当する経費は対象外とする。
- ②有料職業紹介事業者への手数料は対象外とする。